

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで  
② 昭和48年10月から同年12月まで  
③ 昭和49年9月から52年2月まで

申立期間①及び②については、納付した保険料額に明確な記憶は無いが、A町役場（現在はB市。）かB市役所で保険料を納付した記憶がある。申立期間③については、夫が海外勤務であった期間であるが、家族で海外に転居後は、Cに住む知人（故人）に国民年金保険料の納付を託し、帰国後領収書と残金を精算した記憶がある。未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A町役場かB市役所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は国民年金制度開始時から国民年金に任意加入し、保険料を納付しており、保険料の納付意欲が高いものと認められることから、6か月と短期間の申立期間①の保険料を未納とするのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、B市役所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間直前の昭和48年4月から同年9月までの期間及び申立期間直後の49年1月から同年3月までの期間の保険料の納付記録が平成21年7月に訂正されていることから、行政側の記録管理に瑕疵が認められ、当該期間から連続し、当該期間と同様に任

意加入の被保険者期間である、3か月と短期間の申立期間②が未納となっているのは不自然である。

3 申立期間③について、申立人は、その夫が海外勤務となり、遅れて海外に転居した際に、C在住の知人に国民年金保険料の納付を託し、帰国後領収書と残金を精算した記憶があるとしているが、委託した保険料額の記憶は明確ではなく、申立期間開始の昭和49年9月30日に任意加入資格を喪失しており、申立期間は未加入期間となっている上、申立人が保険料を委託した知人は既に他界しており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間③の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や特段の周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

申立期間のうち、A区に住んでいた結婚前の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を姉が納付し、B市に住んでいた結婚後の同年7月から48年3月までは妻が夫婦二人分の保険料を納付した。ところが、結婚前の47年4月から48年6月までの期間につき未納とされ、さらに、結婚後の47年7月から48年3月までの期間につき妻は納付とされているのに、私については未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になる前から申立人の姉の夫である義兄が経営する個人企業に勤務し、義兄宅に姉と同居しており、姉が親代わりのように面倒をみてくれ、国民年金への加入及び保険料の納付も姉がしてくれていたはずだとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳には昭和44年度1年分が検認印によって45年3月に一括納付されたことが認められ、また、申立人所持の保険料領収書によると、国民年金加入のころの44年1月から同年3月までの分は45年9月に過年度納付され、45年4月から同年6月までの分は、47年11月に過年度納付がなされており、申立期間前の保険料納付を過年度納付をしてまで欠かすことなく行っていることから、申立期間を未納とすることは不自然である。しかも、そのうちの45年4月から同年6月までの過年度納付は結婚後の47年11月になされたことから、申立人は結婚後においてもその納付意識が高かったものと推察され、結婚後の期間が含まれる申立期間を未納のまま放置する

ことは考えられない。

また、B市では申立期間当時は印紙検認方式による納付に限定されていたとしているのに対し、申立人の妻は加入後の昭和47年7月から48年3月までの納付を47年11月14日と48年2月1日の2回に渡り行い検認印の押印を受けているものの、申立人の年金手帳への同期間の検認印は認められず、その納付が確認できないところ、A区によると、保険料の納付方式は45年6月までは印紙検認方式だったが、以降は納付書方式となったとしており、A区で納付書による納付を開始した45年7月以降の申立期間前に当たる期間において申立人が所持する領収書によると、その納付は3か月ごとにその期末日に至らない期の初め又は中間に行われており、これに続く申立期間についてもA区から発行された納付書により納付がなされたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の少し前に建て売り住宅をほとんど自己資金で購入したとしており、また、申立期間前から義兄経営の企業に長く勤務していたことから、12か月と短期間の申立期間の保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの期間及び平成 4 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 49 年 12 月まで  
② 昭和 56 年 10 月から 61 年 6 月まで  
③ 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで  
④ 平成 4 年 5 月

私は、夫が国民年金の加入手続をしてくれたと思っていたが、手続をしてくれていなかったので A 市に転居した後の昭和 50 年 12 月ごろ同市で加入手続をし、36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付した。その後は、督促状が来たので保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③について、申立人は、昭和 61 年 7 月以降の国民年金保険料を過年度納付してでも納付しようとする意識がうかがわれるところ、申立期間直後の 63 年 10 月から平成元年 3 月までの期間の保険料を過年度納付し、申立期間前後も納付済みとなっていることから、6 か月間と短期間である申立期間が未納となっているのは不自然である。
- 2 申立期間④について、申立期間前後の国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間も 1 か月と短期間である。
- 3 申立期間①について、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 12 月に 36 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の保険料を特例納付し、その後

の 52 年 4 月に 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を過年度納付しており、当該時点において、申立期間①は時効により納付できない。

また、申立期間②については、申立人の夫も未納となっている上、申立人が病気のため聞き取りが困難であることから、納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの期間及び平成 4 年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間及び平成4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から49年12月まで  
② 昭和50年4月から51年3月まで  
③ 昭和55年7月から56年9月まで  
④ 平成4年1月から同年3月まで  
⑤ 平成4年10月から10年8月まで

会社を辞め、商売を始めた昭和45年ころ私が夫婦の国民健康保険の加入手続と国民年金への加入手続を市役所で一緒にした。年金手帳にもそのころの日付が記載されているので、加入手続をしたのはそのころだと思う。申立期間①から③までの保険料納付は妻に任せており、二人分を納付していたはずである。申立期間④及び⑤は定かではないが自分で保険料を納付していたと思う。未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人は、その妻が国民年金保険料を納付していたとしているところ、A市の被保険者名簿には申立期間について全額納付済みの記載があり、保険料を納付していたことが確認できる。
- 2 申立期間④について、申立人は自分で国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間前後は納付済みであり、3か月と短期間である申立期間④の保険料を納付していなかったとする特段の事情は見当たらない。

3 申立期間①及び③について、申立人は昭和 45 年ごろ加入手続をして国民年金保険料をその妻が納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、50 年 2 月ごろに払い出されたと推認でき、払出時点からすると申立期間①の大部分は時効により納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、既に他界しており保険料の納付状況は不明である上、申立期間①及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 申立期間⑤について、申立人は自身で国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び平成 4 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月

昭和63年5月からA町のB株式会社に勤めていたが、同年11月から翌年の4月までの間は冬期の一時解雇となった。平成元年1月17日から同年2月21日まで同社C工場で一時的に勤務することができ、この間のみ厚生年金保険に加入した。国民年金の手続と厚生年金保険の手続は、会社の事務員が15名くらいの社員分を一括して行い、私の分は厚生年金保険に加入した平成元年1月を除く、昭和63年11月、同年12月、平成元年2月及び同年3月の4か月分の国民年金保険料をA町役場で納付したはずである。

社会保険庁（当時）の記録では平成元年2月が未加入とされているが、保険料は納付したはずで納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険に加入した平成元年1月を除く昭和63年11月から平成元年3月までの4か月間の国民年金保険料を当時申立人が勤務していた会社の事務員に納付してもらったとしているところ、A町の国民年金被保険者名簿兼検認カードにより、元年4月5日に昭和63年11月、同年12月、平成元年1月及び同年3月の4か月分の保険料が納付されていることが確認できることから、納付月が一部異なっているものの全体として申立人の主張には不自然さはみられない。

また、申立人は、厚生年金保険に加入していた平成元年1月の国民年金保険料を納付するはずはなく、納付したのは同年2月分であると主張しているところ、申立人が申立期間当時の国民年金保険料を納付したのは元年

4月5日であることから、申立人が厚生年金保険の被保険者であった期間について国民年金の加入期間と誤って保険料を納付するとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から57年3月まで

会社を辞めた昭和56年6月末ころに自身でA市役所（現在は、B市C庁舎）で国民健康保険の加入手続きをしたとき、窓口の職員から国民年金に加入するように勧められたのでその場で加入した。後日保険料の納付書が郵送されてきたが納付しなかった。翌年分の保険料納付書が郵送されてきたころ、未納分の請求書も来て知人から「未払期間があると年金の受取額が少なくなる」と言われたので、市役所で未納分の保険料4、5万円を一括納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、現年度保険料の納付書が送られてきたときに未納分の請求書も送られてきて、知人から「未払期間があると年金の受取額が少なくなる」と言われたので一括納付したとしているところ、申立人が納付したとする金額は、申立期間の納付に必要な保険料額とおおむね一致している上、送られてきた未納分の請求書の様式についての申述も過年度納付書の様式と符合しているなど、申立内容には不自然さがみられない。

また、申立人は、申立期間以降国民年金加入期間中に未納は無く、納付意識は高かったと考えられることから、9か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 56 年 4 月初めに A 区から B 市へ転居した。申立期間当時は転居で忙しく、A 区か B 市かは定かではないが、銀行などで納付書により保険料を納めていると思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納期間が無い上、B 市の国民年金被保険者名簿では、昭和 56 年 4 月 8 日に住所を変更し同月 15 日に年金手帳を申立人に送付した記載が確認できることから、申立人は B 市に転居後すぐに国民年金の手続を行ったものと推認され、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが特殊台帳の記録により確認でき、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年ごろにA区の職員が自宅に来て、国民年金への加入を勧められたので、私が夫婦二人分の加入手続をした。国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納めていた。当時の保険料は1か月100円で、区役所の職員が集金に来ていたが、保険料を納められなかったときは、私が区役所や銀行に納めに行ったこともあった。年金手帳に検認印は押されていないが、切り離した部分に割り印があるので保険料を納めていると思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に未納期間は無いなど、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の所持する領収証書により、昭和38年度に昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、過年度納付した時点では申立期間の保険料も過年度納付が可能であることから、12か月と短期間である申立期間についても過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月

私は、昭和 52 年 8 月 31 日で会社を退職し、同年 9 月上旬に A 市役所で国民年金の加入手続をした。会社を退職し国民年金に加入したのは 52 年 9 月と 56 年 3 月の 2 回のみであるが、56 年に加入した分は納付済みとなっているのに 52 年の時の納付分が 1 か月未納となっている。私は在職中人事、経理関係の仕事に従事しており、退職した社員に対しても各種社会保険関係について種々説明をしていた立場にあったので、自分の手続きに齟齬はなかったと思う。未納期間に納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 52 年 9 月上旬に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、同市役所の被保険者名簿により、52 年 9 月 5 日に保険料が納付されていることが確認できること、及び 56 年 3 月の厚生年金保険被保険者資格喪失後の 2 か月間についても国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できることから、申立人の申述には信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 52 年 11 月に国民年金被保険者資格の喪失手続も適切に行っており、納付意識の高さがうかがわれることから、申立期間直前の同年 9 月の保険料を納付しながら、1 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和39年7月3日にA市の国民年金の集金人が、実家の隣に住んでいた祖父の家に私(旧姓のB)を訪ねてきた。その集金人から国民年金の加入を勧められたので祖父と相談して国民年金に加入し、その場で、未納であった3年間の過年度保険料と同年4月から同年6月までの3か月分の現年度保険料を納付した。その時、昭和36年度から38年度までの3年分については年金手帳の左と右の頁の間に割り印をして切り離し、検認印の代わりに領収書を渡された。納めた保険料額は3,900円だったと思う。

私の年金記録には、申立期間だけではなく、昭和42年7月から同年10月までの分と42年4月から同年6月までの分も未納となっていたが、私が持っていた領収書で、平成19年と21年に記録が訂正されたこともあり、行政の記録管理に不安を感じている。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人が申立人の祖父の家に申立人を訪ねてきて、国民年金への加入を勧めたとしているところ、C社会保険事務所(当時)では、申立人の国民年金手帳記号番号は制度発足当初に払い出された初期の番号であり、申立人が所持している国民年金手帳も旧姓で昭和36年4月1日に発行されているので集金人が旧姓の申立人を訪れ加入勧奨をする可能性はあったとしていること、及びD市の被保険者名簿には祖父が世帯主として記録されていることから、祖父の家に集金人が旧姓の申立人を訪ねて来て国民年金の加入を勧めたとする申立内容と符合している。

また、申立人は、昭和 39 年 7 月ころに集金人が訪れて加入手続を行い、その時点で 3 か月分の現年度の国民年金保険料と申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳により、昭和 39 年 4 月から同年 6 月までの印紙検認記録欄に同年 7 月 3 日付けの検認印が押されていること、昭和 36 年度から 38 年度までの印紙検認台紙を切り離す際の割り印も同日付けとなっていることが確認できる上、申立人が納付したとする金額も納付したとする期間の保険料額と一致しており、かつ、C 社会保険事務所（当時）では申立期間当時 3 年分の過年度保険料の納付が行われていた可能性があるとしていることから、申立人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで  
② 昭和50年5月から51年3月まで  
③ 昭和56年6月から57年3月まで

申立期間①の国民年金保険料について、1年分などまとめて保険料を納付しており、申立期間①直前の昭和44年4月から同年9月までの保険料は納付済みとなっているのに未納となっているはずはない。

また、申立期間②及び③について、厚生年金保険と国民年金との重複保険料は、還付済みとなっているとのことだが、私は還付金を受領した記憶が無く、還付通知書等も受け取った記憶が無い。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていること、また、還付済みとなっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、1年分などまとめて保険料を納付していたとしているところ、申立期間①直前の昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料を同年10月6日に現年度納付し、申立期間①直後の45年4月から同年9月までの保険料を同年10月27日に現年度納付していることが申立人の所持する国民年金手帳検認印及び領収証書により確認でき、申立内容に信憑性が認められる上、6か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、国民年金保険料の還付請求の案内を受けたこともなく、還付金の受領もしていないとしているが、特

殊台帳から、保険料を還付したことを示す「還付 50. 5 ～51. 3 まで 11,830 円 (50. 8. 1)」、「還付 56. 6 ～57. 3 まで 45,000 円 (57. 4. 2)」との記載があり、記載内容は当時の還付期間及び還付金額と一致しており、不合理な点はなく、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立期間②及び③については、申立人は厚生年金保険被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、当該期間の国民年金保険料が還付処理されたことについて、不自然な点は見られない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで

私は、自分の老後を考えて国民年金保険に昭和 53 年に任意加入した。国民年金保険料は口座振替により納付していたので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について申立人は、国民年金保険料を口座振替で納付したと申し立てているところ、A金庫B支店から提出された申立人の夫名義の普通預金口座の入出金記録により申立期間に係る一人分の保険料が引き落とされていることが確認でき、当時夫は厚生年金保険に加入していることから当該保険料は申立人の保険料と推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から52年6月まで

昭和51年から53年ころ、A区役所B出張所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料も、すぐに未納分を同出張所で、一括で納付した。金額は約10万円だったと記憶しており、預金から引き出したお金に手元のお金を加えて納付したと思う。申立期間について、未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年から53年ころに国民年金の加入手続をし、すぐに過去の未納保険料を一括納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期等から、第3回特例納付実施期間内である53年11月ころに払い出されていることが確認でき、かつ、申立人が納付したとする保険料額は、当該記号番号払出時点から50年5月までさかのぼった保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間、51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで  
③ 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 36 年に国民年金の加入手続をして、それからずっと国民年金保険料を納付してきた。納付方法については、加入当初は市役所の窓口で、しばらくしてからは銀行で納付するようになったことを覚えている。申立期間が未納であるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入してから、60 歳に到達する 63 年 12 月までの国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間当時、申立人の夫は会社員をしており、申立期間前後の夫の標準報酬月額からすると、国民年金保険料を納付する資力はあったものと考えられ、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付できない特別の事情も見当たらない。

さらに、申立期間はいずれも 3 か月、9 か月、3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで  
② 昭和49年5月から51年4月まで

私は、昭和36年から14年間、A市役所の窓口で国民年金保険料を納付してきたことから、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA市役所の窓口で国民年金保険料を納付してきたとしているところ、国民年金保険料の納付方法などに関する申立人の記憶は明瞭であり、供述に信憑性が認められる。

また、申立期間①の前後は納付済みとなっており、12か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間②について、当該期間は申立人が60歳に到達した以降の期間であることから、国民年金被保険者となることはできなかった期間である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 49 年 1 月まで  
② 昭和 49 年 5 月から 52 年 3 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで  
④ 平成 13 年 2 月及び同年 3 月

昭和 46 年 3 月に都内の学校を卒業し、翌月から 49 年 1 月まで A 市で実家が経営している B に勤務した後、3 か月間 C に勤務し、その後再び 49 年 5 月から 52 年 3 月まで B で勤務した。C に勤務していた期間は厚生年金保険に加入しており、B で勤務していた期間は国民年金に加入していた。国民年金加入手続は父が行ってくれ、保険料も申立期間①及び②については、父が毎日 B に訪れてきた D 銀行（当時は、E 銀行）F 支店の行員を通じて、母、兄及び義姉の分と一緒に納付してくれていた。一緒に納付していた家族はすべて納付済みであるのに、私だけ未納であるのは納得できない。

また、申立期間③は、G 区で自営業を営んでいた時期だが、経営状態は安定しており、国民年金保険料は自ら納付していたので、未納となっていることに納得できない。

さらに、申立期間④は、夫名義の預金口座から口座振替によって国民年金保険料に加えて付加保険料を納付しており、付加保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、国民年金に任意加入し、かつ、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、3 か月と

短期間である申立期間③が未納となっていることは不自然である。

2 申立期間①及び②について、申立人は、申立人の父がA市において、申立人の国民年金加入手続を行い保険料を納付してくれたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がG区在住時の昭和56年1月ころに払い出されており、払出時点からすると申立期間①及び②は時効により納付できない上、A市において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、それぞれ別個の申立期間として申し立てているが、申立期間が別個になっているのは、平成20年4月28日に社会保険庁（当時）により行われた昭和49年2月から同年4月までの厚生年金保険被保険者期間の記録の追加によるものであり、それ以前は申立期間①の始期から申立期間②の終期までの70か月は一連の未納期間である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①及び②の保険料の納付を行ったとするその父は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入、保険料の納付に直接関与していないため、申立人の国民年金への加入状況及び納付状況が不明である上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

3 申立期間④について、申立人は、国民年金の付加保険料を申立人の夫名義の預金口座から口座振替により納付したと申し立てているが、オンライン記録により、申立期間の定額保険料は平成14年4月2日に収納されていることが確認できることから、その時点では制度上、付加保険料は納付することができない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA有限会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成7年9月29日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年12月31日から7年9月まで

申立期間は、A有限会社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が、申立期間当時、従業員として勤務していたA有限会社は平成5年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の資格喪失日は同日以降である7年9月29日に、6年10月1日の定時決定を取り消した上で5年12月31日に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる上、他の一人の被保険者は、申立人と同様に6年10月1日の定時決定を取り消した上でさかのぼって被保険者資格を喪失しており、別の一人の被保険者は最初の被保険者資格喪失日（7年3月1日）及び定時決定（6年10月1日）を取り消した上でさかのぼって被保険者資格を喪失させていることが確認できる。また、同記録では資格喪失訂正処理日の7年9月29日に申立人及び上記二人以外に、資格喪失日を5年12月31日にさかのぼって喪失している者が3人、資格取得を取消し処理されている者が一人、確認できる。

また、同僚（当初、平成7年3月1日に資格喪失し、その後遡<sup>そきゅう</sup>及訂正）の供述、オンライン記録による上記の申立人を含む6人（資格取得を取消

し処理されている者を除く)の健康保険証の回収日(申立人は7年12月15日、申立人以外の5人は被保険者資格喪失の訂正処理日と同じ同年9月29日)から判断して、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

なお、申立人は、Bの仕事をしていたと主張しており、同僚からも申立人は社会保険関係事務には関わっていないとの供述が得られた。

さらに、これらの状況に加え、当該訂正処理前の記録等から、申立期間において申立事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所(当時)が、平成5年12月31日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年12月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、7年9月29日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA有限会社における平成5年8月及び訂正前の6年10月の標準報酬月額に関するオンライン記録から18万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から38年2月1日まで

A株式会社C出張所に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。給与明細書により厚生年金保険料の控除が確認できるので被保険者期間を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間は、申立人がA株式会社D出張所から同社C出張所に異動した際に生じた欠落期間であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、この時に異動した申立人を含む8人すべてに同じ欠落期間が認められるところ、このうち、連絡先が判明した4人の同僚は、「申立期間の給与はC出張所から支給されていた。厚生年金保険料や健康保険料もD出張所勤務時と同じように給与から控除されていた」と供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A株式会社C出張所は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できるものの、同社D出張所が適用事業所に該当しなくなった日（昭和37年8月1日）まで同出張所に勤務していた者のうち、申立人を含む

8人が、同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和38年2月1日に、被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社C出張所は適用事業所の要件を満たしていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA株式会社C出張所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は昭和21年9月1日、資格喪失日は同年12月1日であると認められることから、申立期間のうち同年9月1日から同年12月1日までに係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年9月から同年11月までの標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月26日から22年3月25日まで  
A株式会社B工場に義弟の口利きで昭和21年8月26日に入社し、22年3月25日まで勤務したが、オンライン記録では、この期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が勤務した事業所はA株式会社B工場であったと申し立てているが、同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険番号にも欠番は無い。

また、A株式会社B工場の工場長が特定できないため照会できない上、申立人は申立人の義弟以外の同僚等の氏名を記憶していないことから同僚照会もできず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

このため、A株式会社B工場の本社であるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人と同姓同名、同一生年月日で、昭和21年9月1日に資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認でき、同時に申立人が同社B工場に入社する際に口利きをしてくれたとする申立人の義弟の記録も同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に存在していることが

確認でき、かつ、申立人の義弟に照会したところ、申立期間当時申立人と氏名が類似する従業員はほかにいなかった旨の供述をしている。

しかしながら、申立人がA株式会社において厚生年金保険の被保険者期間であった期間は、上述のとおり、昭和21年9月1日から同年12月1日までとなっている。

そこで、申立期間のうち、A株式会社において申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認された期間を除く昭和21年8月26日から同年9月1日までの期間及び同年12月1日から22年3月25日までの期間について調査したところ、21年8月26日から同年9月1日までの期間については、同社が厚生年金保険適用事業所になった日が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「昭和21年」とのみ記載され、月日までは記載されていないものの、健康保険被保険者番号の1番から106番までの者の資格取得年月日が同年9月1日となっており、かつ、同日以前の資格取得者は確認できないことから、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は同日と確認できる。したがって、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日も上述の申立人の被保険者記録のとおり、同日であったと判断される。

また、昭和21年12月1日から22年3月25日までの期間については、A株式会社は商業登記簿の記録が無く、事業主が特定できないため照会できないが、申立人が同社に入社する際に口利きをしてくれたとする申立人の義弟（21年9月1日資格取得、23年3月16日資格喪失）が「申立人は自分より早く退職した」と供述していること、上述の申立人の被保険者記録では資格喪失日が21年12月1日となっていること、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人の被保険者資格喪失日は、上述の申立人の被保険者記録のとおり、同日であったと推認される。

このほか、申立期間のうち、昭和21年8月26日から同年9月1日までの期間及び同年12月1日から22年3月25日までの期間については、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA株式会社における資格取得日は昭和21年9月1日、資格喪失日は同年12月1日であると認められることから、申立期間のうち同年9月1日から同年12月1日までに係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額については、上述の未統合の申立人の厚生年金保険被保険者記録から150円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格取得日に係る記録を昭和40年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月16日から同年4月1日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。この期間は株式会社Aから同社B工場へ転勤した時期と重なる。継続して勤務していたので、空白期間の年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた株式会社AのB工場の昭和40年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、株式会社Aの人事カード及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し(昭和40年3月16日に株式会社A本社から同社B工場C営業所に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB工場における昭和40年4月1日の資格取得時の記録及び上記の昭和40年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の控除保険料額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に誤りがあったとしていることから、事業主が株式会社AのB工場に係る申立人の資格取得日を昭和40年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知

を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成8年2月及び同年3月は59万円に、同年4月から9年8月までは50万円に、同年9月は41万円に、同年10月から10年2月までは44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から10年3月1日まで

平成10年当時、役員をしていた株式会社Aが社会保険料約700万円を滞納したため、この滞納金を相殺する目的で、事業主が自身の標準報酬月額と私の標準報酬月額を2年間さかのぼって9万2,000円に減額訂正する手続を行った。しかし、私自身は厚生年金保険料を給与から控除されていたので被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成8年2月及び同年3月は59万円、同年4月から9年8月までは50万円、同年9月は41万円、同年10月から10年2月までは44万円と記録されていたところ、同年3月6日付けで、8年2月にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主については、オンライン記録によると、平成10年3月6日付けで、8年2月にさかのぼって標準報酬月額が59万円から9万2,000円に引き下げられている。

しかしながら、当該事実について、当該事業所の事業主は、「平成10年当時、経営していた株式会社Aの社会保険料約700万円を滞納したため、この滞納金を相殺する目的で、自分と役員であった妻（申立人）の標準報酬月額を2年間さかのぼって9万2,000円に減額訂正する手続を行った。」と供述している。

さらに、同僚照会の結果、複数の同僚は、「申立人は役員であったが、一般経理事務の担当であり、各種手続書類等の決裁権限はなかった。すべての権限は事業主が握っていた。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 10 年 3 月 6 日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと<sup>そきゅう</sup>は考え難く、申立人について 8 年 2 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、平成 8 年 2 月及び同年 3 月は 59 万円に、同年 4 月から 9 年 8 月までは 50 万円に、同年 9 月は 41 万円に、同年 10 月から 10 年 2 月までは 44 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年4月から7年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年10月から8年11月までの期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から8年12月26日まで

昭和46年11月1日からA株式会社に入社し、平成8年12月25日に退職するまでの間、給与額に見合う厚生年金保険料を給与から毎月控除されていたが、6年4月から8年11月までの標準報酬月額が引き下げられているので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年4月から7年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初申立人が主張する32万円と記録されていたところ、7年8月7日付けで、6年4月にさかのぼって13万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A株式会社の代表者及び当時事業所に勤務していた全社員53人については、オンライン記録によると、平成7年8月7日及び同年9月4日付けで、6年4月までさかのぼって訂正された者30人、同年10月までさかのぼって訂正された者8人、同年11月までさかのぼって訂正さ

れた者4人、そして残る11人はそれぞれ採用年月日までさかのぼって標準報酬月額が引き下げられている。

さらに、当該事実について、事業主は、「事実を確認できる資料は保存されておらず不明である。」としているが、当該事業所の経理担当者は、「平成7年当時、経営不振で厚生年金保険料を滞納していたところ、社会保険事務所（当時）から度々呼び出しを受け、その対応のため専務が社会保険事務所（当時）に出向き、結果、社会保険事務所から標準報酬月額の引き下げの指示を受けた専務からの指示で社員全員の標準報酬月額を引き下げる書類を作成し、社会保険事務所に提出した。」と供述している。

なお、複数の同僚も、「当時は、事業所が経営不振のため、給与の遅配、欠配があった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所（当時）が保管する平成7年度滞納処分票により、平成7年7月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

このほか、申立人提出の平成6年分及び7年分給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」は、標準報酬月額に基づき算定した保険料額と合致していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年8月7日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、申立人について6年4月にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年4月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年10月から8年11月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の平成7年分給与所得の源泉徴収票、7年及び8年の家計簿並びに申立期間当時の給与振込額が記録されている預金通帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人の雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額1万1,707円に30を乗じた額と訂正前の標準報酬月額の32万円はおおむね一致する。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事実を確認できる資料は保存されておらず不明としているが、

厚生年金基金で保存していた平成7年10月から8年11月までの期間に係る報酬月額届書においても、報酬月額が13万4,000円となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が13万4,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち昭和28年7月25日から同年11月15日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を同年7月25日に訂正し、申立期間①のうち28年7月から同年10月までの標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①のうち昭和28年7月から同年10月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人の申立期間②におけるA組合に係る資格喪失日は、昭和29年2月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和29年1月の標準報酬月額については6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月1日から同年11月15日まで  
② 昭和29年1月1日から同年4月1日まで

昭和28年1月1日から29年3月31日までの間、A組合に勤務し、戦災により滅失した戸籍及び除籍謄本を再生するため、被災した全国各地の役所及び役場などを出張で回り、持ち出し禁止の戸籍原本などの書類をマイクロフィルムに転写する業務を行った。しかし、被保険者期間は2か月間だけの記録となっている。長期間出張のため、社員各自が保険証を携帯していた記憶もある。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立内容及び同僚の、「申立人は、自

分が入社した昭和 28 年 7 月には既に入社していた。」とする供述内容から、申立人が申立期間①において、少なくとも同年 7 月時点においては A 組合に継続して勤務していたことが推認できる。

そして、社員同士がチームを編成し出張しながら仕事をしていたとする複数の同僚が「入社面接時に、社会保険には全員加入しているので加入手続をすると説明を受け、入社と同日付けで厚生年金保険に加入した。勤務していた期間は厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と供述していること、及びこれら複数の同僚が記憶している自身の入社日及び退社日と厚生年金保険との関係を照合したところ、すべてが入社日から厚生年金保険に加入していることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 28 年 7 月 25 日から同年 11 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち昭和 28 年 7 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、申立人の A 組合における 28 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 組合は昭和 29 年 9 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に他界していること、及びこのほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人の申立内容及び複数の同僚から、「申立人は昭和 29 年の春ころに退職した記憶がある。」との供述内容から、申立人が 29 年 1 月 31 日まで、A 組合に継続して勤務していたことが推認できるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では同年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A 組合が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 29 年 9 月 1 日より後の 30 年 1 月 5 日付けで、申立人を含む 3 人の資格喪失日の記録がさかのぼって訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、資格喪失日が 29 年 2 月 1 日から同年 1 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

また、複数の同僚から、「申立人の業務内容は、全国を出張で回り、委託を受けた自治体の戸籍謄本等の書類をマイクロフィルムに転写す

る業務であり、総務経理関係の業務はしていなかった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、資格喪失日を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 29 年 1 月 1 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は申立人の申立内容及び同僚等の供述内容から同年 2 月 1 日であると認められる。

また、昭和 29 年 1 月の標準報酬月額については、申立人の A 組合における 28 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、高校卒業後2年浪人し大学に入学中であったが母親が納付していたと思うので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が申立人の国民年金加入手続をし、保険料を納付していたはずとしているが、オンライン記録によれば、昭和51年12月に申立人の当時の住所地であったA市(現在は、B市)で加入し、20歳になった51年\*月から大学入学までの間の\*か月分の国民年金保険料が納付されているものの、52年4月10日付けの国民年金被保険者資格喪失記録があり、以後の期間である申立期間は保険料を納付できない期間となっている。この国民年金被保険者資格喪失日付は申立人が大学に入学した年月日であり、当時大学生は国民年金の任意加入資格者であったことから、届出により申立人が同日付けで被保険者資格を喪失したことに不自然さはなく、その後の大学在学中に別個の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人の国民年金加入手続を行い保険料を納付したとしているその母親も高齢で証言が得られず、かつ、申立人も保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は申立期間中の昭和55年8月にA市からC区に住所を移しているが、特に、国民年金の住所変更届をした認識はなく、さらに、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から47年9月まで  
付加年金制度が開始された昭和45年ごろ、A市で、国民年金保険料の集金人から、付加保険料の納付を勧められて加入したはずである。未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付していたが、付加年金の制度が開始された昭和45年ごろ、自宅に保険料を集金にきていた集金人から今度新しく付加年金制度ができるので加入しないかと勧められて、付加年金に加入したとしているが、申立人のA市の被保険者名簿には、「所得比例昭和47年10月」という記載及び昭和47年度の10月の欄に「比」の判が押されており、また、申立人の国民年金手帳には「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄に「昭和47年10月20日」と記載があり、同年10月の検認印欄には「所得同時」とゴム印が押されていることから、付加年金の加入時期は47年10月ごろと推測できる。

さらに、申立期間の付加保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月から39年3月まで  
申立期間の国民年金保険料については、私がA区のB所へ勤めていた時、国民年金の加入をし、保険料は私がA区の集金人に納付しているはずなので、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A区で国民年金に加入し、保険料はA区の集金人に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和39年4月ごろであり、その時点では、申立期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人からさかのぼって納付したとする申述はみられず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から同年12月まで  
平成13年10月にそれまで勤務していたA株式会社が倒産し、その後、B株式会社に再就職するまでの3か月間は、国民年金に加入して保険料を納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、それまで勤めていたA株式会社が倒産し、その後、B株式会社に再就職するまでの期間を、国民年金に加入して保険料を納付したはずであると主張しているが、国民年金に加入したとする平成13年10月の時点では、申立人は既に60歳を超えており、かつ、満額の老齢基礎年金の受給権を取得していることから、行政側が申立人の任意加入の申出を認めたとは考え難い。

また、オンライン記録でも、申立人の国民年金被保険者資格が確認できず、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 40 年 7 月までの期間及び 44 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 40 年 7 月まで  
② 昭和 44 年 4 月

A 区に住んでいたときに、妻が夫婦の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。詳しいことは覚えていないが、区役所から国民年金保険料の徴収員が来て保険料を納めると印紙(現在の収入印紙より一回り大きい)を受け取ったことを記憶しているので、申立期間の保険料を納付していたはずである。当時の保険料は 200 円から 250 円程度ではなかったかと思う。

申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の払出状況から昭和 44 年 5 月ごろに夫婦連番で払い出されたと推認されること、特殊台帳により申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年 5 月 1 日となっていることが確認できること、並びに申立期間①及び②は平成 8 年 4 月 1 日に国民年金の資格得喪記録が訂正及び追加されたことによって未納期間となったものであることがオンライン記録により確認できることから、加入時点では申立期間①及び②は未加入期間で制度上保険料を納付できず、記録が訂正及び追加された時点では時効により保険料を納付できない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻は国民年金の加入手続や保険料の納付についての記憶が曖昧であり、かつ、申立期間①及び②は未加入期間で保険料を納付できない期間であり、夫婦一緒に納付したとする申立人の主張と異なっている。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から44年4月まで

A区に住んでいたときに、私が夫と私の国民年金の加入手続を行い、保険料も納付した。詳しいことは覚えていないが、区役所から国民年金保険料の徴収員が来て保険料を納めると印紙(現在の収入印紙より一回り大きい)を受け取ったことを記憶している。当時の保険料は200円から250円程度ではなかったかと思う。

申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の払出状況から昭和44年5月ごろに夫婦連番で払い出されたと推認されること、特殊台帳により申立人の国民年金被保険資格取得日は44年5月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり保険料を納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫も、平成8年に国民年金の資格得喪記録が訂正及び追加され未納となるまでは、申立期間は未加入期間で保険料を納付することはできず、申立人の主張と異なっている上、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年11月まで

私は、年払いで国民年金保険料を納付し、領収証書もすべて保存していたが、A町役場の職員から昭和54年度からは国民年金保険料の領収証書を出さないことになったと言われて、領収証書は渡されなくなったが、その後もA町役場の窓口で保険料を納付しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA町役場の窓口で納付書に現金をそえて国民年金保険料を納付した際に領収証書はもらえなかったと申し立てているが、保険料を納付して領収証書が交付されなかったと考えるのは不自然である。

また、A町役場が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「56.2.9年金相談通知」と記載されており、これについてA町では、国民年金保険料の未納者に対して保険料の納付の促進を図るための通知を行った記録であるとしていることから、その時点で申立人に未納があったことが推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は昭和 60 年 3 月に公立学校を退職後、学校の事務長や母親から国民年金に加入するよう勧められて、A 市役所 B 支所で加入手続きを行い C 銀行（現在は、D 銀行）E 支店等で保険料の納付をしていたことから、未納期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、公立学校を退職後、すぐに国民年金加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号の払出状況から昭和 62 年 5 月ごろに払い出されたと推認される上、申立人の所持する国民年金手帳により申立人は 62 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、かつ、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年9月まで

昭和36年4月に会社が倒産し、以後は自営業を営んでいるが、自営業を始めた際に、A市役所から通知が来て国民年金を納付するように言われ、38年9月まで2年6か月納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に勤務していた会社が倒産した後、自営業を営んでおり、その際にA市役所から通知が来て国民年金に加入し、次の会社に就職するまで、国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的な記憶がなく、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月ごろ払い出され、国民年金被保険者資格取得日は47年1月1日となっていることから、当該申立期間は未加入期間で、加入勧奨や納付書の発行は行われなかったものと推認される上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 46 年 3 月までの期間及び 50 年 9 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月から 46 年 3 月まで  
② 昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月まで

私の実家は、旅館、飲食店を営んでおり、家族は学校を卒業したら実家の家業に従事することになっていた。それぞれが 20 歳になったときに、社長である父親が子供たちを国民年金に加入させ、姉、兄はもちろん父母も保険料を納付していた。昭和 64 年から A 国に移住してからも銀行の口座引き落としで保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の父親が、子供たちが 20 歳になった時に国民年金の加入手続を行い、家族の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 1 月 24 日に申立人の元夫と夫婦連番で払い出されており、この時点では、払出日からすると申立期間①の大部分は時効により納付できない。

また、申立期間①の国民年金保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとするその父親は既に他界しており、加入状況、納付状況等は不明である。

さらに、申立人の姉及び兄も 20 歳から国民年金に加入し、保険料を納付していたとの申立てであるが、姉は厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金に加入し、兄は 20 歳から加入していないことから、申

立人の記憶に<sup>そこ</sup>齟齬がみられる。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月までの期間の領収済通知書を所持しているが、領収印の押印が無く未使用であることから、国民年金保険料を納付した形跡がうかがえない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで  
申立期間は、友人に誘われて、有限会社AからB社へ転職したときであったが、間を空けずに勤務していたので、どちらかの会社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中、有限会社A又はB社のどちらかに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであると主張しているが、申立内容の事実について確認できる資料が無い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロ原票）によると、有限会社Aに係る資格取得日は昭和 36 年 4 月 1 日、資格喪失日は 38 年 2 月 1 日と記載されており、B社に係る資格取得日は同年 3 月 1 日、資格喪失日は 40 年 10 月 1 日と明確に記載されており、記載されている期間以外の申立期間において同名簿に申立人の氏名は無い。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、転職先であったとするB社に係る資格取得日は昭和 38 年 3 月 1 日となっており、同社に係る厚生年金保険の資格取得日と一致している。

加えて、i) 両事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主はいずれも生存等が不明であること、ii) 申立人は、同僚照会については相手方に迷惑をかけるので行わないでほしいとしていること、などにより、事業主及び同僚に対する照会ができなかったことから、申立内容の事実を確認できる供述や資料が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
申立期間も継続してA場（現在は、B所）に勤務していたが、昭和 38 年 1 月 1 日で厚生年金保険の資格を喪失している。その年の夏季賞与を受け取った記憶があるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B所提出の申立人の職務経歴書によると、厚生年金保険被保険者記録がある昭和 36 年 1 月 16 日から 37 年 12 月 31 日までCとして勤務し、38 年 1 月 1 日にDを命じられ、同時に職級が決定していることから判断して、申立人は、同年 1 月 1 日にEとなったと考えられる。

また、F組合G支部でも、申立人は、昭和 38 年 1 月 1 日から同年 7 月 31 日までA場に勤務しており、在職期間は、F組合の組合員期間の対象となるとしている。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実から判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月26日から30年まで  
② 昭和30年から32年まで

申立期間①は株式会社Aに、申立期間②はB店に勤務していたが、両期間とも厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を加入期間として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、当時の社員旅行の写真及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、当該申立期間後の昭和34年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

また、株式会社Aでは、当該申立期間当時の資料は保存していないため、厚生年金保険の適用については不明であるとしており、昭和34年8月1日に被保険者となった同僚は、30年ごろは従業員数が2人又は3人だったので厚生年金保険に加入していなかったと供述しており、同日に被保険者となった別の同僚は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人が退職した後であり、厚生年金保険料を控除されたのは被保険者となった後であると供述している。

さらに、申立人が当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、当該申立期間以前に勤務していた事業所の記録のみが記載されており、株式会社Aに係る記録は確認できない。

このほか、申立人の当該申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、適用事業所名簿にはB店の名称は確認できない。

また、法務局の商業登記にB店の名称は確認できない上、C組合連合会に照会したが当該事業所に係る情報は得られず、さらに、上記のとおり適用事業所としての記録も無いことなどから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用について事業主等に確認できなかった。

加えて、申立人が当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、上記のとおり、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立期間①以前に勤務していた事業所の記録のみ記載されており、B店に係る記録は確認できない。

このほか、当該申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 21 日から同年 11 月 1 日まで  
昭和 40 年 3 月から 51 年 10 月まで A 社 B 支社で同一の仕事に従事していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることが判明した。

途中で退職した覚えは無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 3 月から 51 年 10 月まで A 社 B 支社において同一の仕事に従事していたと主張しているところ、同社では、「申立人に係る厚生年金保険被保険者等に関する記録によると、申立人は 47 年 8 月 20 日に内勤職員を退社し、同月 29 日に外勤職員として再入社した。当時、外勤職員は入社から 3 か月ほど研修期間がありその間は厚生年金保険は非適用であった。研修を終え職員として登用された同年 11 月 1 日に被保険者資格を取得した。」としている。

なお、申立人の A 社における雇用保険被保険者記録によると、申立人の離職日は昭和 47 年 8 月 20 日となっており、申立期間に被保険者記録は確認できない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 47 年 8 月 21 日、再度の被保険者資格取得日は同年 11 月 1 日と記録されており、同社の回答及びオンライン記録と一致する。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、同社は、申立人は厚生年金保険非適用であったため、申立期間に係る保険料は控除

していないと述べている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 3 月 1 日まで  
平成 10 年当時、経営していた株式会社 A の社会保険料約 700 万円を滞納したため、この滞納金を相殺する目的で、自分と役員であった妻の標準報酬月額を 2 年間さかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正する手続を行った。私と妻の年金を減らして社員の分まで負担したことに納得できないので被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する 59 万円と記録されていたところ、平成 10 年 3 月 6 日付けで、8 年 2 月にさかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について申立人は、「平成 10 年当時、経営していた株式会社 A の社会保険料約 700 万円を滞納したため、この滞納金を相殺する目的で、自分と役員であった妻の標準報酬月額を 2 年間さかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正する手続を行った。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の減額訂正に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

昭和 43 年に、A園から、免許の保有と他の園での勤務経験を評価されて、同僚より高い月額給与 3 万円の約束で同園に就職した。同園には 45 年 3 月 31 日まで勤務したが、この間、給与額に見合った厚生年金保険料を控除されていたのに、標準報酬月額が実際の給与額より低額となっているので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A園から、免許の保有と他の園での勤務経験を評価されて、同僚より高い月額給与 3 万円の約束で就職し、申立期間において同園に勤務したが、社会保険庁（当時）の同園に係る標準報酬月額は、当時支給された給与額より低額となっていると申し立てている。

しかし、同園は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、同園の被保険者記録照会回答票により、申立人は、申立期間当時、申立人と同じ職種であったとされる他の同僚全員の標準報酬月額より、1 等級又は 2 等級高い標準報酬月額であることが確認できる。

さらに、当時の複数の同僚は、「当時、支給されていた給料額について、はっきり覚えてはいないが、2 万円ぐらいであり、自分についての社会保険庁（当時）の記録に間違いがあるとは思っていない。当時、免許を持ち、他の園の勤務経験がある者は、他の同僚より 1 割ぐらい高い給与で採用された。」旨を供述している。

加えて、申立人の被保険者原票照会回答票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで  
平成 7 年 4 月 3 日から 11 年 2 月 28 日までの間、A 大学 B 部門・A 大 C センターに勤務したが、9 年 1 月 1 日からは勤務場所の変更はなかったものの、身分は D 市役所に移籍となり、給与も D 市役所から支給され、合わせて E の身分で勤務することになったので給与もアップした。提出した平成 9 年分の給与所得の源泉徴収票も 9 年 1 月 1 日就職と記載されており、この間の厚生年金保険料も給与から控除されていたので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 9 年分給与所得の源泉徴収票、A 大学から提出された人事記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間において、同大学に勤務していたことは認められる。

しかしながら、同大学が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定書の資格取得年月日は平成 9 年 3 月 1 日、資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は 11 年 3 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人について、同大学に確認したところ、同大学保管の人事記録によると、申立人の雇用期間は平成 9 年 1 月 1 日から 11 年 2 月 28 日までの期間であるが、申立期間（9 年 1 月 1 日から同年 2 月 28 日まで）は臨時職員としての雇用であることから、当該申立期間は被保険者期間とはならないため、保険料控除はしていないとの供述であった。

さらに、申立人提出の平成 9 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立期間当時の標準報酬月額から算出した社会

保険料額の9か月分に相当する金額であることから、申立期間分が含まれていない社会保険料額であると認められる。

加えて、A大学の雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び喪失確認通知書によると、取得日は平成9年4月1日、喪失日は11年2月28日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。